

横 手 市 農 業 委 員 会

令和 6 年度 第 9 回

農業委員会総会議事録

令和 6 年 11 月 15 日

令和 6 年度 第 9 回横手市農業委員会総会議事録

令和 6 年 11 月 15 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市条里南庁舎に招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
4. 議案第 48 号 農用地利用集積計画の審議について
5. 議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
6. 報告第 10 号 非農地判断について
7. 報告第 11 号 買受適格証明に伴う許可証の交付について
8. 報告第 12 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	1 3	高 田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	1 4	近 江 清 廣	出
3	佐 藤 省 美	出	1 5	高 橋 馨	出
4	石 山 俊 彦	出	1 6	佐 藤 吉 治	出
5	佐々木 一 誠	出	1 7	高 橋 尚 也	出
6	千 葉 肇	出	1 8	小松田 英 人	出
7	佐 藤 仁	出	1 9	高 橋 康 弘	出
8	高 橋 正 也	出	2 0	丹 波 賢太郎	出
9	佐 藤 勇	出	2 1	武 藤 吉 喜	出
1 0	小笠原 夏 子	出	2 2	木 村 由美子	出
1 1	新 山 武	出	2 3	堀 江 一 彦	出
1 2		欠	2 4	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

12番 千 田 誠 治 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐 藤 亨
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐々木 真
	農地振興係主査	柴 田 正 之
	専門員	塩 田 正 秋
増田地域局	農委事務局主査	石 橋 大 輔
平鹿地域局	農委事務局専門員	武 田 和 典
雄物川地域局		
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
	農委事務局主事	須 田 萌 々 子
十文字地域局	農委事務局主査	原 か お る
山内地域局		
大雄地域局		

議長	本日の出席者数は23名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第9回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第23条第2項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 17番 高橋 尚也 委員 18番 小松田英人 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程2、「議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。申請案件は18件です。議案書2ページをご覧ください。 「1番」から「6番」は、横手地域局管内からの申請です。 「1番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「2番」・「3番」は、農業廃止のため近隣耕作者が農地を買い受けるものです。 「4番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。議案書3ページをご覧ください。 「5番」は、知人へ農地を贈与するものです。 「6番」は、農業者年金受給のため、親子間で使用貸借の再設定をするものです。 「7番」は、増田地域局管内からの申請です。知人へ農地を贈与するものです。 「8番」は、平鹿地域局管内からの申請です。渡人が県外在住のため、知人が代表を務める農地所有適格法人へ農地を贈与するものです。議案書4ページをご覧ください。 「9番」から「11番」は、雄物川地域局管内からの申請です。 「9番」・「10番」は、自作地相互の交換をするものです。 「11番」は、農業者年金受給のため、親子間で使用貸借の再設定をするものです。 「12番」から「13番」は、大森地域局管内からの申請です。 「12番」は、合作地を売買するものです。議案書5ページをご覧ください。 「13番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「14番」から「15番」は、山内地域局管内からの申請です。 「14番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

	「15 番」は、農地と原野を交換するものです。 「16 番」から「18 番」は、大雄地域局管内からの申請です。 「16 番」は、既に分家している者へ農地を贈与するものです。議案書 6 ページをご覧ください。 「17 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「18 番」は、農業者年金受給のため、親子間で使用貸借の再設定をするものです。 以上、配布しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号「1 番」から「18 番」に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
16 番	「13 番」についてですが、備考にあります売買価格を見てあまりにも安くて残念です。市の担当者が、申請者との受付や、あるいは受付以外にも申請者と相対するときに、このことについて何かお伝えするようなことはされているのでしょうか。
事務局	通常売買される相場というものも確かにありますので、あまりにその相場から見て安いもの、逆に高い申請の場合は、申請を受け付けする時点で、本当にこの金額でいいですかという確認はいたします。まず売主さん買主さんそれぞれの事情があることですので、逆にこの金額でいいですということであれば、それはその金額で申請をお受けしているところですよ。
16 番	安心しました。ぜひそのようにしていただければと思います。 横手市などの平均的な売買の実績があると思いますし、ましてやほ場整備などの公共投資をしたのであれば、この地区をまとめるご苦労は相当であり、その事業化までは県営事業であれば 10 年ぐらいかかります。そのようなご苦労をされて、このような価格で売買されることは非常に残念なことだと思いますので、申請者に対してとくとくとそのようなご説明を続けていただければと思います。
7 番	四、五年前に全体パトロールした場所となります。隣接する所有者が仕事を退職したので、やってもいいということで私にやらせてくださいという話がありました。来年から耕起に入るそうです。農地として再生していくと思うと良かった案件だと思っています。

議長	ほかにご質問等ございませんか。
6 番	「14 番」について、いろんな条件を加味しての売買価格だと思いますけれども、もう少し詳しくお願いします。
事務局	申請者が庁舎に来て対面で申請を受けて、確認した上での金額だということです。
議長	ほかにご質問等ございませんか。
5 番	「6 番」と「11 番」と「18 番」は、農業者年金受給のためということですが、どのような条件が当てはまるのでしょうか。
事務局	こちらに掲載されている方につきましては、皆さんいずれも後継者の方へ経営移譲されて農業経営から引退された方が対象となります。基本的に親子間の使用貸借契約については、期間が満了すると自動延長はありませんので、契約が切れますと農地の経営権諸々が受給権者の方に戻ってきます。そうしますと受給者の方が農業経営を再開したとみなされてしまいますので、そのようなことがないように親子間での使用貸借契約を再設定するものです。
議長	ほかにご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 46 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 46 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 3、「議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
議長	はじめに、「1 番」は、議席番号 9 番 佐藤勇委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 9 番 佐藤勇委員 一時退席)
議長	「1 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 8 ページの「1 番」をご覧ください。「1 番」は、[]地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、「農用地区域内農地」と判断します。

事業概要です。借受人は、乾燥調製施設の建築を計画しています。近年の事業規模拡大に伴い、稼働中の施設からの粉塵や騒音による苦情が増えていること。また施設の拡大も必要となっていることから、新たに乾燥調製施設を整備しようとするものです。申請地は既存施設、耕作農地の近隣地であり、作業や移動の利便性が高いため、農地ではありますがやむなく選定したものです。

土地概要です。申請地は、「[]地区交流センター」から南東約 2.2 km に位置しており、登記地目・現況地目とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側は農地、西側は県道、東側は山林、南側は宅地となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応するとのことで、金融機関の融資証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は自然流下による排水及び地下浸透させる計画です。

被害防除については、法面保護及び十分な緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外であり、特にありません。

他法令については、農業用施設用地への軽微変更について、8 月 26 日付けで変更決定公告済みです。

申請地は「農用地区域内農地」ではありますが、農用地利用計画において指定される用途に供するものであることから、農地法第 5 条第 2 項の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、10 月 21 日、武藤吉喜委員、佐藤和仁推進委員、松井覚推進委員、佐藤秀昭推進委員と事務局で実施しています。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「1 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「1 番」については、許可することに決定いたします。退席委員の入場を認めます。 (議席番号 9 番 佐藤勇委員 着席)
議長	次に、「2 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。「2 番」は、横手地域局管内からのものです。 農地区分です。申請地は、市役所■■■■庁舎を中心とする半径 700m の円で囲まれる区域の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセント以上であることから、「第 2 種農地」と判断します。 事業概要です。譲受人は建設業及び不動産業等を営む株式会社です。住宅需要の高い地域である申請地において、特定建築条件付売買予定地(27 区画)を整備しようとするものです。現在、隣地において同じ事業で 10 区画の売買を行っており、それを拡大しようとするもので、農地ではありますがやむなく選定したものです。 土地概要です。申請地は「市役所■■■■庁舎」から北約 700m にある農地で、登記地目・現況地目とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・南側は田及び宅地、西側は田、東側は市道となっています。 資金計画です。自己資金及び借入資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書及び当座貸越約定書により確認済みです。 排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道を使用、雨水排水は自然流下としますが、道路用地は側溝を設置する計画です。 被害防除については、住宅の高さを加減するなど日照・通風等を考慮し、周辺農地に配慮する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。 意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、さしつかえない旨の内容で交付されています。他法令については、都市計画法第 29 条の規定による開発行為について申請中であり、許可見込みです。また、農用地区域からの除外について 8 月 22 日付けで変更決定公告済みです。 申請地は第 2 種農地ですが、この度の事業が横手市都市計画の特定用途制限地域において認められている区域で実施する必要があることから、かつ隣地において事業中の宅地を拡大しようとするものであることから、申請地に代えて周辺の他の土地を提供することでは、当該事業目的を達成できるとは認められないと判断し「立地基準」を満たしています。また、隣地における事業履行状況について、計画相当であると判断できることを含め「一般基準」を満たしていることも書面等より確認しておりますので、許可相当に該当するものと考えます。 現地調査は、10 月 11 日、佐々木由紀子委員、佐藤省美委員、石山俊彦委員、高橋馨委員、高橋尚也委員、堀江一彦委員と事務局で実施しております。説明は以上です。

議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
6 番	渡人と受人が同姓同名ですが同じ人でしょうか。また、渡人の方は農業者であるかどうか詳しく教えてください。
事務局	同一人物です。 渡人は、以前農地法 3 条で取得した農地です。農地の管理ができるという判断で、農地を取得したという経緯です。
議長	ほかにご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「2 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「2 番」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 4、「議案第 48 号 農用地利用集積計画の審議について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。相対による利用権設定になります。議案書 12 ページの「整理番号 1084 番」から議案書 13 ページの「整理番号 1093 番」までの 10 件は、再設定が 3 件、新規設定が 7 件となっております。出し手農家と受け手農家の間において 11 月 18 日付けで農用地利用集積計画の公告により権利設定するものとなっております。 次に、利用権の移転になります。議案書 14 ページの「整理番号 1094 番」は、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や契約残存期間について、同一条件で権利を移転するものとなっております。なお、未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。 本農用地利用集積計画につきましては、配布しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 48 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 48 号」について、承認することとし、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	日程 5、「議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について」を上程いたします。
議長	はじめに、「整理番号 207 番」は、議席番号 20 番 丹波賢太郎委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 20 番 丹波賢太郎委員 一時退席)
議長	「整理番号 207 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 20 ページの「整理番号 207 番」は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 1 月 14 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 207 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 207 番」については、承認することにいたします。

	退席委員の入場を認めます。 (議席番号 20 番 丹波賢太郎委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く、「整理番号 189 番」から「整理番号 209 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。はじめに所有権移転になります。議案書 18 ページの「整理番号 189 番」の 1 件は、令和 6 年 12 月 27 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 7 年 1 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。 「整理番号 190 番」から「整理番号 191 番」の 2 件は、令和 6 年 12 月 27 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。 次に、農地中間管理事業になります。議事参与の制限の案件を除く、議案書 19 ページの「整理番号 192 番」から、議案書 20 ページの「整理番号 208 番」の 16 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 1 月 14 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、出し手、受け手のマッチングについては、配布しております議案第 49 号別紙資料「農地中間管理事業貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。 続いて権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議案書 21 ページの「整理番号 209 番」は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 1 月 14 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。本農用地利用集積等促進計画につきましては、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く、「整理番号 189 番」から「整理番号 209 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。
議長	(全員挙手)

議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く、「整理番号 189 番」から「整理番号 209 番」について、承認することにいたします。 以上をもって、「議案第 49 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	日程 6、「報告第 10 号 非農地判断について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご報告いたします。議案書別紙、非農地通知一覧表をご覧ください。 令和 6 年度に実施した、農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査の結果、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないことを通知したものとなります。 「整理番号 1 番」から「17 番」までが横手地域分 17 筆、5,539 m²となっております。 「整理番号 18 番」から「30 番」までが増田地域分 13 筆、30,763 m²となっております。 「整理番号 31 番」から「32 番」までが雄物川地域分 2 筆、5,135 m²となっております。 「整理番号 33 番」から「92 番」までが大森地域分 60 筆、59,206.91 m²となっております。 「整理番号 93 番」から「97 番」までが十文字地域分 5 筆、12,721 m²となっております。 「整理番号 98 番」から「201 番」までが山内地域分 104 筆、45,051.61 m²となっております。 「整理番号 202 番」から「205 番」までが大雄地域分 4 筆、5,111 m²となっております。合計 205 筆、面積は 163,527.52 m²となっております。 なお、これらの土地に関する事務手続きにつきましては、平成 21 年 12 月 11 日付けで農林水産省から農地法運用通知が発出されており、「対象地が農地に該当しない旨の判断をした場合は、当該対象地について、当該対象地の所有者等及び都道府県、市町村等の関係機関に対してその旨を通知する」と定められております。これに基づき、所有者、県、市、また関係機関である土地改良区に対しても、すでに通知したことをご報告いたします。 登記地目の変更については、地方税法第 381 条第 7 項の規定により、準備が整い次第、市を通じて順次法務局に職権登記の申出を行う予定であります。 説明は以上です。
議長	事務局の報告が終わりました。
議長	この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)

議長	ご質問がないようですので、「報告第 10 号」の報告を終わります。
議長	日程 7、「報告第 11 号 買受適格証明に伴う許可証の交付について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。報告案件は 1 件です。議案書 24 ページをご覧ください。 8 月総会において買受適格証明を受けた最高価格申出人です。9 月 11 日付けで農地法第 3 条の規定による許可申請があり、買受適格証明書交付時と事情に相違ないことを確認し、横手市農業委員会会長専決規定第 2 条第 2 号により許可書を交付しております。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、「報告第 11 号」の報告を終わります。
議長	日程 8、「報告第 12 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 26 ページをご覧ください。報告件数は全部で 10 件となっております。横手地域局管内が 3 件、増田地域局管内が 1 件、平鹿地域局管内が 1 件、雄物川地域局管内が 1 件、十文字地域局管内が 3 件、大雄地域局管内が 1 件です。 まず「1 番」についてです。照会地は、「 地区交流センター」から南約 1.3 km に位置しています。隣接地の状況は、北側及び東側は農地、西側は宅地、南側市道となっています。 土地の状況です。申請地には農舎があり一度建替えをしていますが、昭和 45 年以前からあった様子です。当時土地の所有者であった申請者の祖父が、転用許可を得ずに建築したものと思われます。現在も小屋兼車庫として使用されており、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。 現地調査は、10 月 11 日、石山俊彦委員、佐藤省美委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。 調査結果は、10 月 15 日付けで記載のとおり報告しています。 次に「2 番」についてです。照会地は、「 地区交流センター」から南東約 1.5 km に位置しています。隣接地の状況は、西側及び南側は農地

及び公衆用道路、北側は宅地、東側は市道となっています。

土地の状況です。申請地は農地法第3条の申請により購入した土地であったが、申請者の認識不足から農地法第5条許可と勘違いし、盛土を施し資材置場として使用していたとのことです。現在も盛土された状況に変わりはなく農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、10月28日、高橋馨委員、久米豊昭推進委員、富岡祥吾推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、10月28日付けで記載のとおり報告しています。

次に「3番」についてです。照会地は、「横手市役所■■■■庁舎」から南約650mに位置しています。隣接地の状況は、北側・西側及び東側は宅地、南側は市道となっています。

土地の状況です。申請者は、平成26年に当該地を相続しましたが、それ以前から整地され、物置敷地として隣地の宅地と一体で利用し、現在に至るもので、当時転用許可を受けずに行ってしまったようです。現在も整地され、一部コンクリート敷となっており、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、10月28日、高橋馨委員、久米豊昭推進委員、富岡祥吾推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、10月28日付けで記載のとおり報告しています。

次に「4番」についてです。照会地は、「横手市役所■■■■庁舎」から南東約700mに位置しています。隣接地の状況は、西側及び南側は市道、北側は宅地、東側は畑となっています。

土地の状況です。申請者の父が農地法第5条の許可を受け昭和48年に店舗を建築し、昭和53年に隣接地を駐車場として整備しましたが、地目変更登記の手続きをしていなかったとのことです。現在も家屋、駐車場として利用しており、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、10月4日、千葉肇委員、千田誠治委員、内藤和洋推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、10月8日付けで記載のとおり報告しています。

議案書27ページをご覧ください。

次に「5番」についてです。照会地は、「横手市役所平鹿庁舎」から西約3kmに位置しています。隣接地の状況は、北側及び西側は農地、東側は農道、南側は市道となっています。

土地の状況です。申請者は、昭和55年に物置小屋を申請地に新築し、現在に至るもので、当時転用許可を受けずに行ってしまったようです。現在も物置小屋として使用しており、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、10月21日、佐藤勇委員、武藤吉喜委員、佐藤和仁推進委員、佐藤秀昭推進委員、松井覚推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、10月22日付けで記載のとおり報告しています。

次に「6 番」についてです。照会地は、「横手市役所[]庁舎」から北東約 3 kmに位置しています。隣接地の状況は、北側は市道、東側及び西側は宅地、南側は農地となっています。

土地の状況です。申請者の父は昭和 36 年に居宅及び作業小屋を申請地に建築し現在に至るもので、転用許可が必要であることを知らなかったようです。現在も親族が居住しており、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、10 月 11 日、小笠原夏子委員、近江清廣委員、佐藤保委員と事務局で実施しています。

調査結果は、10 月 15 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「7 番」についてです。照会地は、「横手市役所[]庁舎」から南西約 1 kmに位置しています。隣接地の状況は、北側及び西側は宅地、東側は水路、南側は公衆用道路となっています。

土地の状況です。申請者の母は農地法第 5 条の許可を受け平成 17 年に店舗用地として事業者へ貸付したが、完了後、地目変更登記の手続きをしていなかったとのことです。現在も店舗用地となっていますので、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、10 月 9 日、新山武委員、佐藤吉治委員、齊藤龍平推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、10 月 10 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「8 番」についてです。照会地は、「横手市役所[]庁舎」から北東約 700mに位置しています。隣接地の状況は、北側は市道、東側は宅地、西側と南側は宅地及び農地となっています。

土地の状況です。申請者の父は、農地法第 4 条の許可を受け昭和 50 年に住宅及び車庫を建築し、自宅への道路用地としても利用され現在に至りますが、地目変更登記の手続きをしていなかったとのことです。現在も道路、住宅、車庫として使用されており、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、10 月 9 日、新山武委員、佐藤吉治委員、齊藤龍平推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、10 月 16 日付けで記載のとおり報告しています。

議案書 28 ページをご覧ください。

次に「9 番」についてです。照会地は、「[]地区交流センター」から西約 1.2 kmに位置しています。隣接地の状況は、北側・東側及び西側は宅地、南側は法定外道路となっています。

土地の状況です。申請者は、昭和 52 年に事業のための物置小屋を申請地に建築し現在に至るもので、当時転用許可が必要であることを知らずに行ってしまったものです。現在も物置として使用しており、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、10 月 9 日、新山武委員、佐藤吉治委員、齊藤龍平推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、10月16日付けで記載のとおり報告しています。

次に「10番」についてです。照会地は、「横手市役所■■■■庁舎」から南約2.4kmに位置しています。隣接地の状況は、北側は市道、東側及び西側は農地、南側は幹線水路となっています。

土地の状況です。申請者の被相続人が、30年ほど前に作業小屋を建築しました、更に10年ほど前に建て替えて現在に至るもので、転用許可を受けずに行ってしまったようです。現在も物置小屋として管理されており、農地としての利用は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、10月21日、小松田英人委員、小松高義推進委員、戸田靖推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、10月12日付けで記載のとおり報告しています。

報告は、以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第12号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第9回総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(10時58分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和6年11月15日

議 長 飯 野 正 和 _____

署名委員 高 橋 尚 也 _____

署名委員 小松田 英 人 _____